

Business News

第272号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、企業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている状況で、お問合せの多い「外国人技能実習生等の在留資格」についてご案内いたします。

新型コロナウイルス感染症による外国人技能実習生等の在留諸申請等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外国人技能実習生の在留資格や雇用維持支援についてご案内します。

1. 外国人技能実習生の在留諸申請の取扱について

- (1) 外国人技能実習生の本国への帰国が困難である場合
 - ・「短期滞在（90日・就労不可）」又は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更が可能
- (2) 技能検定等の受検が速やかにできない場合
 - ・受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能
- (3) 「特定技能1号」への移行に時間を要する場合
 - ・移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能

2. 外国人技能実習生等の雇用維持支援について

出入国在留管理庁において、実習が継続困難となった外国人技能実習生等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、外国人技能実習生等に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援します。外国人技能実習生等が来日できず人材確保に困難を来している分野での就労促進も行います。

- (1) 対象者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され実習継続困難となった外国人技能実習生等
- (2) 付与される在留資格・期間
 - ・特定活動（就労可）・最大一年
- (3) 行うことができる活動
 - ・受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける活動

3. 最新情報・お問い合わせ先等

上記の内容は5月7日現在のものです。最新の内容や詳細は下記HPでご確認ください。

- (1) 在留資格等に関する情報
 - ・法務省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて」 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html
 - ・法務省「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html
 - ・出入国在留管理庁「インフォメーションセンター・ワンストップ型相談センター」
http://www.moj.go.jp/link_sodan_info.html
- (2) 外国人技能実習生等向け各種情報
 - ・法務省「外国人生活支援ポータルサイト」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00052.html

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N272